

NSW州における自宅待機措置の例外，QLD州の入州禁止措置等（新型コロナウイルス関連）

#### 【ポイント】

- NSW州は，自宅待機措置の例外，違反した場合の罰則，集会・公共の場所・ビジネスのルールの詳細を公表しています。
- QLD州居住者または適用除外となる州外居住者以外の者は，4月3日（金）午前0時01分以降，QLD州へ入ることはできません。
- 上記の入州規制措置の適用除外となる者が越境する際には，事前に越境許可証の所持が必要になります。現行の14日間の自己隔離を前提に認められていたQLD州への越境許可は，越境許可証の所持に切り替えられますのでご注意ください。

#### 【本文】

##### 1 自宅待機措置の例外

NSW州は，3月29日の新型コロナウイルスに関する国家内閣の追加措置を受けて，公衆衛生に関する命令を発出しています。

国家内閣の決定では，自宅待機措置の例外として，①食料，必需品等の買い物，②医療・ケア，③運動，④通勤・通学を挙げていますが，NSW州のウェブサイトでは，同措置に関する説明の中で，「合理的理由があれば自宅待機措置の例外となる個別事例」として以下を挙げていますので，参考にしてください。

- ・身に危険がある状態から逃げる
- ・緊急状態、または人の救難
- ・子供を保育施設に預ける
- ・介護・看病及び緊急支援
- ・結婚式及び葬式への参加（それぞれ参加者数5人・10人制限）
- ・新住居・別宅への移動
- ・献血
- ・法的義務の履行
- ・社会福祉、失業手当、(犯罪や家庭内暴力等の) 被害者サービス、精神衛生等の機関の利用
- ・別居夫婦の子供の送迎
- ・宗教的行事への参加

##### 2 違反した場合の罰則

公衆衛生に関する命令に違反した場合は重い罰則が課されます。

個人が違反した場合、最大11,000ドルの罰金か最大6ヶ月の懲役，またはその両方の罰

があり、継続違反した日ごとに5,500ドルの罰金が加算される場合があります。NSW州警察が現行犯に対し、その場で1,000ドルの罰金を課す場合があります。

企業が違反した場合、最大55,000ドルの罰金の上、継続違反した日ごとに27,500ドルの罰金が加算される場合があります。

### 3 公衆衛生に関する措置における集会、公共の場、ビジネスに関するルール

公衆衛生に関する命令では、集会、公共の場、ビジネスに関するルールを定めており、宿泊施設、学校、飲食店、医療関係、買い物、自宅等の個別のケースについて、今まで通り可か、制限付き可か、不可かを定めております。

もし、新型コロナウイルスの症状がある場合または具合が悪い場合は、医院に行く前に電話で相談してください。医療関係については、薬局、医師、メディカルセンター、病院、整体などは今まで通り営業しています。歯医者等の営業には制限があります。個別のケースの詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

○NSW州保健省の公衆衛生に関する命令

<https://preview.nsw.gov.au/covid-19/public-health-orders>

### 4 QLD州の入州禁止措置

4月1日(水)、QLD州警察大臣は、同3日(金)午前0時01分より、他州・準州からQLD州に到着する者への規制を強化することを発表しました。

QLD州居住者または適用除外となる州外居住者以外の者は、4月3日(金)午前0時01分以降、QLD州へ入ることはできません。適用除外となる者が越境する際には、事前に越境許可証の所持していなければならず、同許可証を所持していない場合は、越境は認められず引き返すこととなります。貨物輸送サービスは、同許可証の所持を免除されます。

現行の14日間の自己隔離を前提に認められていたQLD州への越境許可は、越境許可証の所持に切り替えられます。適用除外となる者以外の州外居住者が越境した場合には、罰金が科される可能性があります。

○越境許可証の申請

[www.qld.gov.au/border-pass](http://www.qld.gov.au/border-pass)

○入州規制や適用除外に関する詳細

<https://www.qld.gov.au/about/newsroom/queensland-border-restrictions>

○QLD州警察大臣のメディア・ステートメント

<http://statements.qld.gov.au/Statement/2020/4/1/stronger-border-controls-imminent>

#### 【参考となるサイト】

○在シドニー日本国総領事館ホームページ

(新型コロナウイルス情報及び領事メール)

[https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

(渡航情報, 感染・予防対策, 連邦・州・地域別情報)

[https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/consul\\_coronavirus.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_coronavirus.html)

(紀谷総領事 Twitter)

<https://twitter.com/CGJapanSydney>

(当館 Facebook)

<https://www.facebook.com/CGJSYD/>

**【在シドニー日本国総領事館】**

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12, 1 O'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話 (61-2) 9250-1000

Fax (61-2) 9252-6600

Web : [https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

Email : [japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp](mailto:japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp)

※このメールは在留届, たびレジに登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」簡易登録をされた方で, メール配信を変更・停止したい場合は, 以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>